平成２２年（フ）第１９６１号
東京都杉並区上井草３丁目23―20―107号、開始決定時の住所東京都杉並区上高井戸３丁目10―６―601
破産者　飯塚　　誠
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８６号
東京都世田谷区船橋６丁目26―11―102、開始決定時の住所東京都世田谷区桜上水１丁目24―22―104
破産者　石川　康弘
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９７８号
東京都新宿区高田馬場３丁目23番２号
破産者　株式会社社会保険統計調査会
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９８０号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目７―２―506、開始決定時の住所埼玉県富士見市鶴瀬西３丁目３―10
破産者　千葉　雅裕
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４４７号
東京都世田谷区三軒茶屋２丁目17番10号
破産者　ジェイ・オー・エイ株式会社
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２７５号
東京都板橋区栄町23―２
破産者　佐藤　光一
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６４４１号
東京都多摩市桜ケ丘３丁目23―３―105
破産者　樋川　義信
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６０４号
東京都板橋区板橋３丁目20―７　ファインコーポ７―201
破産者　青木　三男
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６８７号
東京都墨田区京島１丁目45―１―802
破産者　鈴川都久子
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０１７号
東京都北区豊島５丁目４―１―419、開始決定時の住所東京都港区北青山２丁目10―26―２Ｆ
破産者　柏木　克美
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０２２号
東京都世田谷区船橋１丁目45―11
破産者　今泉　　篤
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３８０号
千葉県野田市中根70
破産者　中山　　操
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５０７号
神奈川県鎌倉市関谷898―152
破産者　柳澤　道輝
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５１９号
千葉県館山市北条1223―６
破産者　鈴木　昭吾
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６８２号
東京都西東京市柳沢２丁目８―10―104
破産者　高木　勝子
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８９４号
東京都台東区上野桜木１丁目10―22―905、開始決定時の住所東京都台東区池之端３丁目１―27
破産者　伊藤錫子こと　尹　　錫子
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８００８号
東京都板橋区小豆沢４丁目４―３―301
破産者　柴田　　学
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０６１号
東京都府中市美好町１丁目26―２
破産者　菊池　元成
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０７８号
千葉県柏市松葉町４丁目１―３―２―805
破産者　千代田哲雄
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０８３号
栃木県小山市本郷町１丁目５番12号
破産者　株式会社菊廣
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０８４号
栃木県小山市本郷町１丁目５番12号
破産者　株式会社ティアンドケイ
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０８５号
栃木県小山市本郷町１丁目５番12号
破産者　有限会社和田屋
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部